

高崎駅東口自転車駐車場使用の案内

高崎駅東口駐輪場

1. 使用方法

月ぎめ駐車（1カ月毎）、日ぎめ駐車があります（いずれも駐車料金は前払いです）。

(1) 月ぎめ駐車の手続き方法

- ① 申込書に駐車料金を添えて提出して下さい。
- ② 認印（学生の場合、学生証も提出）を押印して下さい。
- ③ 継続して利用する場合は、20日から翌月分の料金と駐車券を添えて申し込んで下さい。
なお、継続の場合は前月の月末までに購入して下さい。
- ④ 月ぎめ駐車券とシールをお渡しします。
シールは自転車・バイクの泥除けステー等、見やすい箇所に貼り付けて下さい。
盗難防止シールとなっていますので、重ね貼りせず前のシールをはがして貼って下さい。
駐車券は常時携帯し、係員が求めた場合は提示して下さい。紛失した場合は再発行を申し出て下さい。
- ⑤ 学校の休み、会社の休み等の理由で駐車しない月があるときは、事前に駐車券を提示して中止の手続きをして下さい。
前月の末日までに中止の申出のない場合は、継続して料金をいただきます。
- ⑥ 駐車場の利用を終了したとき及び使用済みの駐車券は返還して下さい。

(2) 日ぎめ利用の場合

料金と引き換えに駐車券をお渡しします。

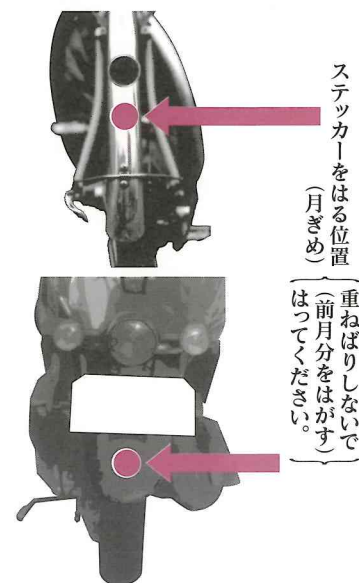
お帰りの際に駐車券を回収いたしますので、紛失しないで下さい（紛失すると、改めて料金をいただきます）。

2. 駐車料金

| 種 別 | 区 分 | | |
|-------|---------|--------|---------|
| | 月 ぎ め 額 | | 日 ぎ め 額 |
| | 一 般 | 学 生 | |
| 自 転 車 | 1,700円 | 1,400円 | 100円 |
| 原 付 | 2,000円 | 1,700円 | 200円 |
| 自動二輪車 | 2,500円 | 2,000円 | 300円 |

(1) 日ぎめ額は、1日1回の単位とします。

(2) 月ぎめ額は、1カ月を単位とし月の途中であっても1カ月分となります。



3. 管理運営に関する事項

(1) 使用上の注意について

- ① 駐車できるのは、自転車と原付自転車、自動二輪車です。
- ② 決められた区画内に駐車して下さい。
- ③ 天災、火災、破損、盗難等によって生じた損害については、賠償責任を負いません。
- ④ 違反駐車、放置自転車等は、処分いたします。

(使用の制限)

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車駐車場の使用を制限します。

- ① 収容可能台数を越えた場合。
- ② 駐車場の施設、又は付属施設を汚損する恐れのある場合。
- ③ その他自転車駐車場の管理上支障がある場合。
 - (ア) 三輪車（含むルーフ装着車）及び留置目的のバイクの許可はできません。
 - (イ) 幅80 c m以上×長さ230 c m以上のバイクの許可はできません。

(使用の中止等)

(3) 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を中止させ直ちに出車を命じ、当該使用許可証を取り消します。

- ① 自転車駐車場の管理上の諸規定に違反した場合。
- ② 係員の指示に従わない場合。
- ③ その他自転車駐車場の管理上支障をきたした場合。
 - (ア) 申請時、若しくは契約後に虚偽が判明した場合は、解約します。

(遵守事項)

(4) 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければなりません。

- ① 所定の区画に整然と駐車すること。
- ② 自転車等には、必ず鍵をかけること。
- ③ ごみその他の廃棄物を散乱させないこと。
- ④ みだりに警笛等を鳴らし、又は騒音を発しないこと。
- ⑤ その他自転車駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

(契約期間)

(5) 使用者は、次の各号に掲げる事項を守って下さい。

- ① 月ぎめの契約は、毎年4月1日より翌年3月31日とします。
なお、契約を継続する場合は、新規に申込みをお願いします。
※月ぎめの料金を滞納した使用者の自転車については、撤去するか契約を解除します。
- ② 原付及び自動二輪車については、台数に制限がありますので、早めに申し込みをして下さい。